

基 発 0315 第 8 号
令 和 5 年 3 月 15 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

建設の事業への時間外労働の上限規制の
適用に向けた周知等について (依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

時間外労働の上限規制（以下「上限規制」といいます。）につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法により法定化され、平成 31 年 4 月 1 日（中小企業は令和 2 年 4 月 1 日）から施行されています。

一方、建設の事業などは、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、現在上限規制の適用が猶予されていますが、令和 6 年 4 月 1 日から適用されることとなります。そのため、厚生労働省では、上限規制の円滑な適用に向けて、建設の事業者に対し、あらゆる機会を捉えて周知を行っております。

つきましては、貴協会におかれましても、別添を御活用いただき、会員企業への周知等に御協力いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

時間外労働の上限規制 準備は進んでいますか？

2024(令和6)年4月1日から
建設業に時間外労働の上限規制が適用されます

みんなしっかり
たしかめよう！

適用までもうすぐ！
働き方改革に取り組もう！



広報キャラクター
たしかめたん

建設業に関する上限規制

	上限
① 時間外労働 1 か月45時間を超える回数	年間6回まで
② 時間外労働（休日労働含まず）	年間720時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1 か月100時間未満 複数月平均80時間以内

※災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。



法令・労務管理に関する相談はこちら

労働基準監督署

時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



働き方改革 推進支援センター

長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた人材の確保・定着、助成金の活用についての相談に応じます。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



建設業で活用可能な主な助成金はこちら

働き方改革推進支援 助成金

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html



業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



人材確保等支援助成金

人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る企業を支援します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html



人材開発支援助成金

雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



取組事例はこちら

働き方改革特設サイト

中小企業・小規模事業者等が、自社内の働き方改革に取り組むに当たり、先進的な取り組みを行っている企業の好事例をご紹介しますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>



「上限規制特設ページ」にもご参考になる情報を多数掲載しています。

